

## 社会福祉法人深緑会役員及び評議員の報酬並びに費用 弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人深緑会（以下「法人」という。）の定款第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤とは、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤とは、常勤以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、勤務形態に応じて次の各号に掲げる報酬等を支給する。

- (1) 常勤の理事長及び常勤の理事 報酬（出席報酬を含む。）、賞与及び退任慰労金
  - (2) 非常勤の理事長 報酬（出席報酬を含む。）及び退任慰労金
  - (3) 非常勤の役員等 出席報酬及び退任慰労金
- 2 前項第1号の規定にかかわらずこの法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、第4条に規定する出席報酬を支給する。この場合において、勤務日の勤務に引き続き理事会等に出席した場合は、費用弁償は支給しない。
- 3 退任慰労金は、この法人の役員等退任慰労金支給規程に基づき支給するものとする。

(報酬等の額の算定方法)

- 第4条 理事長及び常勤の理事の報酬は、別表1に定める額とする。
- 2 賞与は、別表2により算出される額とする。
  - 3 理事会等に出席した場合の出席報酬は、別表3に定める額とする。

(費用弁償)

- 第5条 役員等が、この法人に関する職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。ただし、負担した費用の実費が費用弁償額を超えるときは、費用の実費額を支払うことができる。
- 2 別表3に掲げる会議等に出席した場合の費用弁償は、別表4に定める金額とする。
  - 3 第1項本文に規定する旅費は、この法人の旅費規程の上級職の者に関する規定を準用する。

(報酬等の支給方法)

- 第6条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じて定める時期とする。
- (1) 報酬 この法人の職員給与規程第17条の規定に準じる。ただし、出席報酬は、その都度支給する。
  - (2) 賞与 この法人の職員給与規程第38条の規定に準じる。
- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
  - 3 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出があったときは、立替金、積立金等を控除して支給する。
  - 4 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

(公表)

- 第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

- 第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表1 (報酬)

役職名	報酬額
常勤の理事長	(月額) 500,000円
非常勤の理事長	(日額) 20,000円
常勤の理事	(月額) 350,000円

別表2 (賞与)

6月の賞与 報酬月額×(A)か月分  
 12月の賞与 報酬月額×(A)か月分  
 (A)については、法人の給与規程の乗数とする。

別表3 (出席報酬)

会議などの種類		金額(1日)	備考
理事会、評議員会		6,000円	①1日に複数回出席した場合も1日分とする。 ②その他の会議は、理事長の承認による。
評議員選任・解任委員会		6,000円	
内部監査	通常監査	6,000円	
	決算監査	6,000円	
外部監査		6,000円	
その他の会議		6,000円	

別表4 (会議出席の場合の費用弁償)

住所区分	金額
1 市内	500円
2 日南市・都城市	1,500円
3 1及び2以外	2,500円